

日本実験動物協会の実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針

公益社団法人日本実験動物協会

平成 27 年 2 月制定

平成 27 年 4 月改定

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号）において、管理者は定期的に本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表することが明記された。

また、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年農林水産省通知）においても、研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報（例えば、機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）について、毎年度、インターネットの利用、年報の配布その他適切な方法により公開するものとするとしている。

このような状況から、当業界においても動物福祉に関し自主管理（機関管理）を推進するにあたり、特に情報公開をいかに進めるかについては重要な課題であり、日動協としての指針の作成が望まれていた。

そのため、ここに日動協会員の動物福祉の推進に資するべく情報公開に関する指針を作成した。

情報公開の項目

1. 機関内規程

実験動物福祉規程等の機関内規程は原則として公開する。この規程に付随する文書類については各企業の判断に委ねる。

2. 自己点検評価の結果等

動物実験等に関する点検及び評価は、各企業のホームページ等の適切な方法で公開する。

3. 外部検証の結果

当該企業等以外の者による検証の結果は、各企業のホームページ等の適切な方法で公開する。なお、日動協が実施した外部検証の結果については、了解を得た企業について日動協のホームページで公開する。

4. 飼養及び保管の状況等

(1) 動物種（哺乳類、鳥類、爬虫類）

日動協が行う販売数調査等で日動協と協力関係にある日本実験動物協同組合のホームページで業界の集約結果を公開している。なお、各企業で取り扱う動物種については、各企業の判断に委ねる。

(2) 動物数

日動協加盟各企業も対象に含まれている日動協の販売数調査(3年毎)の結果は、日動協のホームページ等で公開している。

(3) 施設

各企業の主たる施設の名称は、各企業のホームページ等の適切な方法で情報公開する。その他の施設については各企業の判断に委ねる。

5. その他

(1) 生産計画等の情報公開は、各企業の判断に委ねる。

(2) 教育訓練(社内研修のほか日動協等の学協会の研修会が該当する。)の実績の詳細に関する情報公開は、各企業の判断に委ねる。

(3) 動物実験委員会の委員構成等の情報公開は、個人情報保護にも配慮し、各企業の判断に委ねる。

指針の改廃

本指針の改廃は、実験動物福祉委員会の議を経て行う。